指名停止措置の概要

<table>
<tr><td>1.指名停止措置業者名
及び住所</td><td>①</td><td>桂建設（株）</td><td>茨城県牛久市さくら台１－１８－４</td></tr>
<tr><td>2.指名停止措置期間</td><td colspan="3">令和8年10月22日から令和8年12月21日まで（2か月）</td></tr>
<tr><td>3.指名停止措置の適用範囲</td><td colspan="3">稲敷市が発注する建設工事等</td></tr>
<tr><td>4.事実概要</td><td colspan="3">桂建設株式会社は、竜ケ崎工事事務所発注の07 国補地道第07-03-591-0-005号切土工事（その２）において、安全管理措置の不徹底により、令和８年８月７日、ハンドガイドローラーが転倒し、作業員１名が全治不詳の怪我を負った。
また、安全管理措置の不徹底により現場作業員が負傷したにも関わらず、発注者への報告が事故発生から10 日後に行われたほか、労働安全衛生法第59条第３項に違反するとして、労働基準監督署から是正勧告書が発出された。</td></tr>
<tr><td>5.指名停止理由</td><td colspan="3">このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）（以下「規程」という。）別表第2第8号「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」及び「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）別表第3第18号「不正又は不誠実な行為」に該当する。

（稲敷市契約事務等に関する規程別表第2）
事故等に基づく措置基準
<table>
<tr><th>措置要件</th><th>期間</th></tr>
<tr><td>1～7　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
8　　一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</td><td>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">（稲敷市契約事務等に関する規程別表第3）
贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</td></tr>
<tr><th>措置要件</th><th>期間</th></tr>
<tr><td>1～17　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（不正又は不誠実な行為）
18　別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。</td><td>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</td></tr>
<tr><td>19　（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>